

平成27年 第2回定例会

広域利根斎場組合議会会議録

平成27年12月14日開会

平成27年12月25日閉会

広域利根斎場組合議会

平成27年第2回広域利根斎場組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

----- ◇ -----

12月14日(月)	○議事日程	3
	○開 会(午後 1時59分)	5
	○議事日程の報告	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	5
	○会期の決定	6
	○管理者提出議案の上程(第3号議案～第5号議案)	7
	○提案理由の説明	7
	◇管理者 大橋良一君	7
	○内容説明	9
	◇事務局長 芝崎克行君	9
	◇会計管理者 小堀 悟君	10
	○決算審査報告	11
	◇代表監査委員 岡野裕美子君	12
	○次回日程報告	13
	○散 会(午後 2時21分)	13

----- ◇ -----

12月15日(火) ○事務整理のため休会

----- ◇ -----

12月16日(水) ○事務整理のため休会

----- ◇ -----

12月17日(木) ○事務整理のため休会

----- ◇ -----

12月18日(金) ○事務整理のため休会

_____ ◇ _____

1 2 月 1 9 日 (土) ○ 土 曜 日 の た め 休 会

_____ ◇ _____

1 2 月 2 0 日 (日) ○ 日 曜 日 の た め 休 会

_____ ◇ _____

1 2 月 2 1 日 (月) ○ 事 務 整 理 の た め 休 会

_____ ◇ _____

1 2 月 2 2 日 (火) ○ 事 務 整 理 の た め 休 会

_____ ◇ _____

1 2 月 2 3 日 (水) ○ 祝 日 の た め 休 会

_____ ◇ _____

1 2 月 2 4 日 (木) ○ 事 務 整 理 の た め 休 会

_____ ◇ _____

1 2 月 2 5 日 (金) ○ 議 事 日 程 1 5

○ 開 議 (午 後 1 時 2 9 分) 1 7

○ 議 事 日 程 の 報 告 1 7

○ 質 疑 1 7

○ 討 論 2 3

○ 採 決 2 4

 ◇ 第 3 号 議 案 の 採 決 2 4

 ◇ 第 4 号 議 案 の 採 決 2 4

 ◇ 第 5 号 議 案 の 採 決 2 4

○ 斎 場 組 合 行 政 に 対 す る 一 般 質 問 2 5

○ 閉 会 中 の 継 続 審 査 2 5

○ 閉 会 (午 後 1 時 5 2 分) 2 5

_____ ◇ _____

署 名 議 員 2 7

_____ ◇ _____

参 考 資 料

○ 管 理 者 提 出 議 案 の 处 理 結 果 2 9

広域利根斎場組合告示第6号

平成27年第2回広域利根斎場組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月8日

広域利根斎場組合管理者 大橋 良一

1 期 日 平成27年12月14日

2 場 所 メモリアルトネ

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（17名）

1 番	竹	内	政	雄	君	2 番	小	勝	裕	真	君
3 番	小	坂		裕	君	4 番	大	内	清	心	君
5 番	小	坂	徳	蔵	君	6 番	福	島	正	夫	君
7 番	石	田	利	春	君	8 番	川	辺	美	信	君
9 番	丹	野	郁	夫	君	10 番	春	山	千	明	君
11 番	大	谷	和	子	君	12 番	山	田	達	雄	君
13 番	小	林	啓	子	君	14 番	松	田	雅	代	君
15 番	宮	杉	勝	男	君	16 番	金	子	正	志	君
17 番	中	野	松	夫	君						

不応招議員（なし）

第 1 日 12月14日（月曜日） 本 会 議

平成 27 年第 2 回 広域利根斎場組合議会定例会 第 1 日

平成 27 年 12 月 14 日

午後 2 時 00 分開会

議 事 日 程

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 第 3 号議案 平成 27 年度広域利根斎場組合会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 第 4 号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 5 第 5 号議案 平成 26 年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 次回日程報告

午後 1時59分開会

出席議員（17名）

1番	竹内政雄君	2番	小勝裕真君
3番	小坂裕君	4番	大内清心君
5番	小坂徳蔵君	6番	福島正夫君
7番	石田利春君	8番	川辺美信君
9番	丹野郁夫君	10番	春山千明君
11番	大谷和子君	12番	山田達雄君
13番	小林啓子君	14番	松田雅代君
15番	宮杉勝男君	16番	金子正志君
17番	中野松夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	大橋良一君	参 与	角田守良君
会計管理者	小堀悟君	代表監査委員	岡野裕美子君

事務局職員出席者

事務局長	芝崎克行	事務局次長	井田春夫
主 任	野本輝実		

開会 午後 1時59分

◎開会の宣告

○議長（福島正夫君） それでは、ただいまから平成27年第2回広域利根斎場組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（福島正夫君） 直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（福島正夫君） 本日の議事日程につきましては、印刷の上お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎諸般の報告

○議長（福島正夫君） この際、諸般の報告をいたします。

管理者から今期定例会に提出されました議案につきましては、印刷の上お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案等の説明のため、管理者を初め関係者の出席を求めておきました。

これにて、諸般の報告は終了いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（福島正夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において、11番、大谷和子議員、12番、山田達雄議員の両議員を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（福島正夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期、日程等につきまして、議会運営委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、春山千明議員。

○議会運営委員長（春山千明君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議長の命によりまして、議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、本日午後1時から会議を開催し、今期定例会の会期及び日程について協議をいたしました。

今期定例会に提出されます議案は、管理者提出議案の3件で、内容につきましては、平成27年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）、広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

また、一般質問はありませんでした。

会期につきましては、本日12月14日から12月25日までの12日間とし、その日程等につきましては、お手元に配付のとおり決定した次第でございます。

議員各位におかれましては、この会期日程案にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされるようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（福島正夫君） お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日14日から12月25日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福島正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決定いたしました。

◇

◎管理者提出議案の上程（第3号議案～第5号議案）

○議長（福島正夫君） 日程第3、第3号議案 平成27年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）、日程第4、第4号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、日程第5、第5号議案 平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

◇提案理由の説明

○議長（福島正夫君） 各議案の朗読は省略し、直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。
大橋管理者。

（管理者 大橋良一君登壇）

○管理者（大橋良一君） 本日、ここに平成27年第2回広域利根斎場組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご健勝にてご参会を賜り心からお喜びを申し上げます。

また、ご提案申し上げました各議案をご審議いただきますことは、当組合運営にとりましてまことに意義深く、感謝にたえないところでございます。

提出議案をご説明申し上げる前に、お許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

初めに、議会運営上、本日出席しておりませんが、10月の選挙で見事当選されました渡辺邦夫幸手市長さんにおかれましては、心よりお喜びを申し上げますとともに、今後も引き続き副管理者としてご就任いただき、格別なるご指導を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

さらに、この際でございますので、メモリアルトネの運営状況について、その概要を報告させていただきます。

なお、細かい内容につきましてはお手元に配付の資料のとおりでございます。

まず、平成26年度における施設の利用状況についてでございます。火葬件数につきましては3,217件で、前年度より20件の減、待合室につきましては4,079件で25件の減、式場は

1,148件で2件の減、霊安室は524件で14件の減と、おおむね前年度並みとなっておりますが、小動物の火葬につきましては、単独と合同を合わせまして3,588件で、38件の減となっております。

その結果、施設使用料につきましては1億799万4,768円となり、前年度と比較しまして68万3,319円の減となったものでございます。

次に、平成26年度における施設の維持管理についてでございますが、平成26年度につきましては火葬棟自動ドア改修工事、ガラス飛散防止フィルム張り工事、電話機交換工事、小式場のカーテン購入を行ったところでございます。

次に、平成27年度につきましても特段の支障もなく、現在までご利用いただいているところでございます。

また、平成27年度の施設の維持管理工事につきましては、メモリアルトネ案内タワーサイン設置工事、火葬炉の電動チェーンブロック交換工事、点火トランス交換工事、主燃炉Nレンガ修繕工事、主燃炉天井アーチ修繕工事、主燃炉側壁セラミック修繕工事及び大式場内カーテン工事など全て完了いたしているところでございます。

当組合では、管内人口約35万5,000人の皆様が安心してご利用いただけますよう、長期経営計画に基づいて安定した運営と万全な維持管理に努めておるところでございます。

今後も、引き続き、構成市町の皆様との連携を密にし、利便性の向上と適切な管理運営に努めてまいりたいと存じておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました各議案について、順次ご説明を申し上げます。

初めに、第3号議案 平成27年度広域利根斎場組合補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、来年度以降における事業の円滑な執行のため、火葬業務委託ほか1件について、平成28年度から3年間、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、第4号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、特定個人情報や保有特定個人情報などの保護に向けて、これらの定義を個人情報保護条例に位置づけるとともに、当該個人情報の目的外利用及び提供の制限、並びに開示及び訂正等の請求等について必要な事項を定めたくご提案申し上げます。

います。

次に、第5号議案 平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

本案は、先般、会計管理者から決算書が提出され、監査委員による決算審査が終了した旨報告を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の承認を賜りたく、関係書類を添えてご提案申し上げるものでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきますが、第3号議案 平成27年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）につきましては、事務局長から、第5号議案 平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算認定につきましては、会計管理者からそれぞれ内容を説明させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福島正夫君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇内容説明

○議長（福島正夫君） 次に、第3号議案 平成26年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）について、内容説明を求めます。

芝崎事務局長。

（事務局長 芝崎克行君登壇）

○事務局長（芝崎克行君） 第3号議案 平成27年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

組合議会議案書1ページをごらんください。

本案は、火葬業務及び清掃、設備管理に関して、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為を設定するものでございまして、それぞれ平成27年度中に契約を結び、平成28年4月1日から遅滞なく業務を遂行できるようにするものでございます。

2ページをごらんください。

火葬業務委託につきましては、人体及び小動物の火葬、火葬炉設備の保守点検、葬祭場の備品管理、建物内の点検、休業日及び夜間の電話受付業務等とございまして、限度額を1億

7,468万円、清掃等及び設備管理委託につきましては、施設内の清掃、建築・防災設備、機械設備、エレベーター等の定期点検及び保守等でごさいます、限度額を7,178万8,000円としたものでございます。

以上でございます。

○議長（福島正夫君） 次に、第5号議案 平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について、内容説明を求めます。

小堀会計管理者。

（会計管理者 小堀 悟君登壇）

○会計管理者（小堀 悟君） 第5号議案 平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入決算額でございますが、収入済額の歳入合計欄にありますように2億5,454万5,736円となりまして、予算現額2億3,046万3,000円に対しまして、額で2,408万2,736円、率にして10.4%の増となっております。

また、調定額に対しましては100%の収入率となっております。

したがって、不納欠損額及び収入未済額はいずれもゼロ円となっております。

また、歳入の決算額を前年度と比較しますと4,618万4,519円の減となっております。

次に、歳出について申し上げます。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳出の決算額でございますが、支出済額の歳出合計欄にありますように2億1,630万8,890円となりまして、予算現額2億3,046万3,000円に対する執行率は93.9%となっております。

なお、不用額につきましては1,415万4,110円となりました。

また、歳出決算額を前年度と比較いたしますと4,997万684円の減となっております。

以上、申し上げました歳入決算額2億5,454万5,736円から歳出決算額2億1,630万8,890円を差し引いた額は3,823万6,846円でございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

内容等につきましては、備考欄に記載されているとおりでございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、広域利根斎場組合を構成しております3市1町

からの負担金収入でございまして、収入済額は1億1,000万円でございます。こちらは予算現額どおり100%の収入率となっております。

第2款使用料及び手数料につきましては、葬祭場や火葬、待合室等の使用料でございます。収入済額は1億799万4,768円となりまして、予算現額1億747万7,000円に対しまして、額で51万7,768円、率にいたしまして0.5%の増となっております。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

内容等につきましては、備考欄に記載されているとおりでございます。

第2款総務費につきましては、当組合の事務執行に係ります一般管理費及び公平委員会費、監査委員費でございます。12ページ左側の支出済額は4,734万7,686円となりまして、主な内容は職員人件費、総務一般管理費でございます。執行率は98.1%となっております。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

第3款事業費につきましては、斎場の管理運営等に係ります経費でございます。16ページ左側の支出済額は1億6,754万3,361円、執行率は95.9%となっております。

公債費、予備費については、支出はございませんでした。

次に、21ページを開き願います。

実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

さきにご説明いたしました決算書の額は円単位でございますが、こちらの調書の額は千円単位となっております。

歳入総額2億5,454万5,000円から歳出総額2億1,630万8,000円を差し引いた形式収支額は3,823万6,000円の黒字決算となったものでございます。

なお、翌年へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額も同額の3,823万6,000円となっております。

以上で、平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（福島正夫君） 以上で、内容説明を終わります。

◇決算審査報告

○議長（福島正夫君） 続きまして、監査委員より、決算審査の結果についてご報告願います。

岡野代表監査委員。

(代表監査委員 岡野裕美子君登壇)

○代表監査委員(岡野裕美子君) 監査委員の岡野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、決算審査の結果について、ご報告申し上げます。

平成27年11月4日、広域利根斎場組合管理者から審査に付されました平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算書及び関係書類に基づき、小林啓子監査委員さんとともに、会計管理者及び関係職員から説明を徴して審査いたしました結果、会計処理は適正に行われており、計数的に誤りはなく、予算執行並びに収入支出は全般的に妥当なものと認められました。

なお、細部につきましては、平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算意見書のとおりでございますが、意見書4ページの「決算審査の意見」のところを読ませていただき、報告とさせていただきます。

決算審査の意見。

審査に付された平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算は、関係法令に基づき整備され、決算計数も各証拠書類と符合しており正確であります。予算執行状況及びその内容についても適正に執行されていたと認めます。

地方財政を取り巻く環境は、税収・地方交付税の減少、高齢化による歳出増加などにより大変厳しい状況であり、構成市町の負担軽減の推進のため、経常経費の削減・合理化、事務効率の向上、そして、心温まるよりよいサービスの提供のため努力されることを望み、総括意見として次の事項について要望いたします。

1、事業の運営面においては、昨年までの大規模な更新工事が完了したため、館内におけるふぐあい箇所の修繕を中心に、安定した火葬業務の確保並びに施設整備の充実が認められます。

また、予約受付用の電話機の交換やガラスの飛散防止フィルムの設置など施設利用者への配慮がうかがえます。

今後とも、引き続き利便性の向上のため、より一層努力してください。

2、財産運用では、今後の施設維持管理に向け、長期経営計画に基づく大規模改修工事により、減少した施設整備基金の積み立てや負担金の確保が重要となってきます。

また、現在の施設整備基金については、引き続き、安全で有利な財産運用に努めてください。

3、財政面では、構成市町の負担金を前年度までの7,000万円から基金積立金のための

2,500万円を含めて、平成26年度から1億1,000万円に増額し運営することとなりました。

今後とも経費の削減、事務効率の向上に努め、住民目線をもって、事務効率の向上に努め、計画的な財政運営に努力してください。

以上でございます。

○議長（福島正夫君） 以上で、決算審査の報告を終わります。



◎次回日程報告

○議長（福島正夫君） 日程第6、次回日程報告をいたします。

あす15日から18日は事務整理のため、19日は土曜日のため、20日は日曜日のため、21・22日は事務整理のため、23日は祝日のため、24日は事務整理等のため、本会議を休会とし、25日午後1時30分から本会議を開き、議案に対する質疑、討論及び採決、斎場組合行政に対する一般質問を行う予定でありますから、ご了承願います。

なお、議案に対して質疑のある方は、12月16日水曜日の午後5時までに、質疑発言通告書を提出願います。



◎散会の宣告

○議長（福島正夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時21分

第 2 日	12月15日 (火曜日)	休 会
第 3 日	12月16日 (水曜日)	休 会
第 4 日	12月17日 (木曜日)	休 会
第 5 日	12月18日 (金曜日)	休 会
第 6 日	12月19日 (土曜日)	休 会
第 7 日	12月20日 (日曜日)	休 会
第 8 日	12月21日 (月曜日)	休 会
第 9 日	12月22日 (火曜日)	休 会
第 10 日	12月23日 (水曜日)	休 会
第 11 日	12月24日 (木曜日)	休 会

第 1 2 日 12月25日（金曜日） 本 会 議

平成 27 年第 2 回 広域利根斎場組合議会定例会 第 12 日

平成 27 年 12 月 25 日

午後 1 時 30 分開議

議 事 日 程

日程第 1 第 3 号議案 平成 27 年度広域利根斎場組合会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 第 4 号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 3 第 5 号議案 平成 26 年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 斎場組合行政に対する一般質問

午後 1時29分開議

出席議員（17名）

1番	竹内政雄君	2番	小勝裕真君
3番	小坂裕君	4番	大内清心君
5番	小坂徳蔵君	6番	福島正夫君
7番	石田利春君	8番	川辺美信君
9番	丹野郁夫君	10番	春山千明君
11番	大谷和子君	12番	山田達雄君
13番	小林啓子君	14番	松田雅代君
15番	宮杉勝男君	16番	金子正志君
17番	中野松夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	大橋良一君	副管理者	田中暄二君
副管理者	渡辺邦夫君	副管理者	榎本和男君
参与	角田守良君	会計管理者	小堀悟君
代表監査委員	岡野裕美子君		

事務局職員出席者

事務局長	芝崎克行	事務局次長	井田春夫
主任	野本輝実		

開議 午後 1時29分

◎開議の宣告

○議長（福島正夫君） これより、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（福島正夫君） 本日の議事日程につきましては、印刷の上お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎質 疑

○議長（福島正夫君） 日程第1、第3号議案 平成27年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）、日程第2、第4号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、日程第3、第5号議案 平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次これを許します。

質疑回数については、2回までですので、あらかじめご了承願います。

なお、質疑並びに答弁につきましては、簡単明瞭をお願いいたします。

初めに、5番、小坂徳蔵議員。

○5番（小坂徳蔵君） それでは、今期定例会に提出されている補正予算、条例並びに2014年度決算の3議案でございますが、このうち組合会計補正予算と条例にかかわる2議案について質疑を行います。

まず初めに、第3号議案 2015年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）からお伺いいたします。

本案は、予算第1条において債務負担行為を追加補正するものです。そして債務負担行為の期間及び限度額に関しては、同条にかかわる「第1表債務負担行為」で定めております。

そこで第1表は債務負担行為として、本組合の業務である火葬業務と清掃等及び設備管理について、期間、2016年度から2018年度までの3年間について、限度額を総額2億4,646万8,000円と定めているものです。この額は歳出決算額2億1,630万円を実は上回る額となっております。そして今般提出されている債務負担行為における2つの業務委託は、歳出の第3款事業費にかかわる業務です。

ところで、事業費は歳出全体の中で77.5%を占め、本組合が実施している中核的な業務となっております。さらに、債務負担行為における単年度の限度額は2つの業務委託で8,215万6,000円となっております。これは歳出全体の約4割を占めております。こうしたことから、債務負担行為の内容について質疑を行うものです。

ところで、本組合の財政は、組合を構成する自治体の税金を原資とする負担金並びに管内住民が火葬などで当該施設を利用する際に支払われる使用料によって運営されております。そうであるならば、本組合の運営にかかわる業務委託は組合を構成する自治体及び住民に還元される形態で執行することが求められます。つまり委託業者、そこで働く従業員は組合を構成する管内の業者及び住民を優先することが求められている、私はこのように考えるわけでありませう。

そこで第1、業務委託の業者は何社になっているのか。また、管内事業者であるのかどうか。さらに入札の形態はどのように行っているのか。

第2は、従業員にかかわる内容です。業務を委託する業者で働く従業員数、及び管内従業員の状況、さらに従業員における正規及び非正規の内訳はどのようになっているのでしょうか。

第3に、仕様書はどのようになっているのか。管内優先を位置づけているのかどうか。

以上、3点について説明を求めるものです。

次は、公共サービス基本法に関連する問題です。

本組合が行っている業務など公共サービスの提供に当たっては、2009年5月に施行された公共サービス基本法に基づいて執行することが求められます。当該法律は公共サービスの目的、理念などを定めております。そして第11条は、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備について国と地方公共団体に求めております。

それでは、債務負担行為における業務委託契約業者の従業員の労働条件はどのようになっているのか。時給及び給与等について説明を求めるものです。

次は第4号議案 個人情報保護条例の一部改正について質疑します。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴って提出されているものです。マイナンバー法は、赤ちゃんからお年寄りまで全ての国民に12けたの番号を強制的に付番し、行政が住民一人一人について一生涯にわたって管理・監視することを狙っております。

本案第1条で定めている第2条の改正は、住民に12けたの番号をつけた情報を特定個人情報と称することを定めております。さらに、当該12けた番号によって名寄せ、ひもづけられる個人情報については特定個人情報ファイルと称することなどを定義づけております。

そして本案の施行は附則によって来年1月1日と定めております。これは来年1月から給与等の支払いについては支給する個人に付番された12けたの個人番号の記載が必要となることによるものです。さらに給与の支払いに当たっては扶養する家族についても12けたの個人番号を提出させなければなりません。

それでは、本案によって本組合が収集・保有することになる特定個人情報はどの程度の範囲になるのか。また、特定個人情報の管理はどのように行うのか。この点について説明を求めます。

以上です。

○議長（福島正夫君） 芝崎事務局長。

（事務局長 芝崎克行君登壇）

○事務局長（芝崎克行君） 小坂議員のご質疑にお答えいたします。

第3号議案 平成27年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）、第1条の債務負担行為についての業務委託契約における発注状況と内容及びその形態について、並びに公共サービス基本法第11条との関連性についてでございます。

まず、火葬業務委託につきましては、この業務の特殊性から業務運営に精通している管外業者と随意契約で行っております。契約条件として、火葬炉の運営に7名の火葬業務員を配置し、乙種第4類危険物取扱者1名と火葬炉運転管理技術者で4年以上の経験のある方を配置することになっております。

現在の配置状況は、乙種第4類危険物取扱者1名と火葬炉運転管理技術者で4年以上の経験のある方6名と合わせて7名が正社員で従事しておりまして、組合管内の方2名、組合管外の方5名で、年齢は37歳から54歳までとなっております。

また、従事されている方の年間の給与は378万円から547万円であり、賞与を除く月額では30万2,400円から37万7,200円となっております。

次に、清掃等及び設備管理委託でございますが、契約は施設内の清掃と設備管理の業務を行うことができる資格を有する管内で登録されている業者1社と管外7社の合計8社による指名競争入札で行っており、管内業者と契約しております。

清掃に関しましては、4名が配置されまして、常時3名から4名が従事しております。この4名の内訳は、契約社員1名、パート社員3名となっており、組合管内の方3名、管外の方1名となっております。

なお、契約社員とパート社員の違いにつきましては、社会保険に加入かどうかでありまして、それぞれの時給単価は830円で同額となっております。

また、設備管理につきましては、専門的な知識や資格を要するため、本社からの派遣となっております。

また、契約時における特記事項の関係でございますが、現在特記事項は入れておりませんが、これは可能でございます。

次に、第4号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についての特定個人情報の収集及びその管理についてのご質疑についてお答えいたします。

当斎場組合は、施設利用者の個人を識別するための番号の取り扱いをいたしませんので、特定個人情報は組合から給与や報酬を受ける方が該当することになりますが、年間支払い額が50万円以下となります斎場組合議員及び各委員につきましては個人番号の取り扱いはしないこととなります。したがって、当斎場組合で該当する方は職員4名とその被扶養者及び臨時職員3名となります。

また、これからの管理の方法といたしましては、当斎場組合では本人から個人番号登録の申請書を提出していただき、受付簿を作成し、この申請書を業務委託先の加須市に送付し、個人番号登録と管理を依頼することとなります。

組合といたしましても、受付手続などによる特定個人情報の管理は、個人情報保護条例に基づきまして徹底してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（福島正夫君） 小坂徳蔵議員。

○5番（小坂徳蔵君） それぞれ芝崎局長から説明をいただきました。その中で、まず第3号議案 組合会計補正予算（第1号）の関連であります。

これについては、火葬業務並びに清掃等の業務について内容は今説明がございました。その中で従業員の関係です。これは委託業者の従業員が公共サービスに当たっているわけであ

りますが、内容について先ほど説明がありました。先ほども申し上げたんですが、まず構成自治体の税金を原資として負担金でひとつここは運営されている。それプラス、管内住民が施設を利用した際に支払う使用料によって運営されている。そういうことを考えるならば、当然管内業者、あるいはその従業員は管内の住民を優先的に雇用していくというのが財政の内訳から言っても当然のことなのかな、そんなふうに私は考えております。まだなかなかそういう状況にはなっていないのかなということで今説明をお伺いいたしました。

いずれにしても、今回の債務負担行為の補正、第1表で示されている補正内容に関しましては3年間の限度額では年間の斎場組合の決算額を大幅に上回っている。単年度ベースで考えても8,200万円ということでありますから、これは全体の歳出決算額のおおむね約4割を占めているという内容であります。それを管内の業者並びに住民の雇用を生み出していくというのは当然の措置かなと思うわけであります。

先ほど仕様書の関係については不可能ではない、可能である、そういうふうな説明もございました。これは本組合をどのように運営していくのかという、いわば基本方針にもかかわる問題であります。ですから、基本は委託業者はなるべく管内業者を優先する。そこで働く従業員は管内住民を優先雇用する。従業員は正規雇用を基本とする——清掃業務はなかなかそういうわけにはいかないようではありますが、これから公共サービス基本法の第11条に基づいて、その点も労働条件をしっかりと把握をして取り組んでいくことが肝要であると思うわけであります。基本的な問題ですので、仕様書の明記、このことも含めて、管理者からこの点については基本的な問題ですので答弁を求めておきます。

それから、第4号議案 個人情報保護条例の一部改正については、議員は該当しない、そういうお話でございました。基本的には本組合の職員並びに臨時職員、またそれに関連する扶養家族、この番号を収集し、管理していく。それは加須市に委託をして行うのだという話であります。この点については収集範囲は限定されている、そういうことかなと思って聞いておりました。

それでは、第3号議案について、管理者から答弁を求めて、私の質疑は終わりといたします。

○議長（福島正夫君） 大橋管理者。

（管理者 大橋良一君登壇）

○管理者（大橋良一君） 第3号議案につきましての再質疑にお答えを申し上げます。

今回ご提案申し上げます当組合の業務の委託のあり方についてのご質疑でございま

して、大変重要な視点であろうと私も思っております。業務は一般的に火葬業務についてはなかなか特殊性もあるということから、通常の業務委託とはちょっと違う形になるかなと思いますが、できるだけこの点につきましても本来の通常の業務と同様な形で委託できるような、そういう形態についてこれからも努力してまいりたいというふうに思っております。

一方で、清掃業務につきましても、特にこれは特別な内容ではございません。これについては極力この趣旨にのっとった管内業者という、また、従業員の方も管内の方ということで、これからも積極的にそういう対応をとれるように努力してまいりたいというふうに思っております。

設備管理につきましても、一定の資格を有するというところでございます。したがって、どなたでもというわけにはいきませんが、業務を委託する際にその点については明確にしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、この業務、それぞれ特殊性がある、あるいは資格が必要だということもございしますが、管内の方にそこで従事していただけるような、そういう形態がとれるように今後とも重ねて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島正夫君） 以上で小坂徳蔵議員の質疑は終了いたします。

以上で発言通告者の質疑は終了いたしました。

これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○議長（福島正夫君） ここで議案に対する討論通告取りまとめのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

◎開議の宣告

○議長（福島正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎討 論

○議長（福島正夫君） これより討論に入ります。

発言通告がありましたので、これを許します。

5番、小坂徳蔵議員。

○5番（小坂徳蔵君） それでは、議題となっております第4号議案 個人情報保護条例の一部改正について意見を述べます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴う案件です。

マイナンバー制度の導入によって、来年1月から、給与等に支払いには支給する個人に付番された12けたの個人番号を収集することが事業者には義務づけられております。さらに職員等の扶養親族についても当該個人番号の提出を事業者等に義務づけております。その収集した12けたの個人番号が漏えいしないように管理する、これが本案の趣旨となっております。

先ほどの説明によれば、本組合の事業内容上、マイナンバーの収集範囲は限定されているということでもあります。しかしながら、マイナンバー制度は赤ちゃんからお年寄りまで全ての国民に12けたの番号を強制的に付番し、行政が住民一人一人について一生涯にわたって管理・監視することを狙って導入したことであることは否めない事実であります。さらに12けたの個人番号が漏えいすれば、当該番号を通じて名寄せ、ひもづけによって個人情報が容易に収集できるようになります。

この間、個人情報の漏えいが相次いでおります。日本年金機構による125万件に及ぶ大量の年金情報の漏えいを初め、今月に入って大阪府堺市で68万人分の個人情報が漏えい、神奈川県三浦市で行政情報220万件が外部に持ち出されるなど、情報漏えいの事件が頻発しております。こうしたことで12けたの個人番号が漏えいするならば、その番号ごとに名寄せ等によって個人情報の収集が可能となり、それによってなりすまし、詐欺などの犯罪リスクが高まることは必至であります。今、国民生活センターのホームページにはマイナンバーに関する不審な電話、現金をだまし取られたケースなどが生々しく掲載されております。

よって、本案に反対するものです。

以上です。

○議長（福島正夫君） 以上で、小坂徳蔵議員の討論は終了いたします。

以上で発言通告者の討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。



◎採 決

○議長（福島正夫君） これより採決に入ります。

採決の方法は、議案ごとに、起立採決をもって行いますからご了承願います。

◇第3号議案の採決

○議長（福島正夫君） 第3号議案 平成27年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立総員〕

○議長（福島正夫君） 起立総員であります。

よって、本案は承認されました。

◇第4号議案の採決

○議長（福島正夫君） 第4号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（福島正夫君） 起立多数であります。

よって、本案は承認されました。

◇第5号議案の採決

○議長（福島正夫君） 第5号議案 平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立総員〕

○議長（福島正夫君） 起立総員であります。

よって、本案は認定されました。



◎斎場組合行政に対する一般質問

○議長（福島正夫君） 日程第4、斎場組合行政に対する一般質問に入ります。

斎場組合行政に対する一般質問につきましては、広域利根斎場組合議会会議規則第51条第2項の規定により通告制となっておりますが、本定例会におきましては12月12日の通告締め切りまでに通告書の提出がありませんでした。

よって、斎場組合行政に対する一般質問を終結いたします。



◎閉会中の継続審査

○議長（福島正夫君） 閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

次回会議の日程等について、議会運営委員会委員長から閉会中の継続審査としたい旨申し出がありましたので、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福島正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会における次回会議日程等については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（福島正夫君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、平成27年第2回広域利根斎場組合議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時52分

署 名 議 員

議 長 福 島 正 夫

署 名 議 員 大 谷 和 子

署 名 議 員 山 田 達 雄

参 考 資 料

- 管理者提出議案の処理結果

管理者提出議案の処理結果

議案番号	件名	提出月日	議決月日	審議結果
第3号議案	平成27年度広域利根斎場組合会計補正予算(第1号)	12月14日	12月25日	承認
第4号議案	広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	12月14日	12月25日	可決
第5号議案	平成26年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について	12月14日	12月25日	認定